

随意契約理由書

工事名：深日港海岸 谷川東地区 谷川港排水施設受変電設備改良工事（その2）

本工事は、谷川港排水施設受変電設備の老朽化に伴い、長寿命化計画に基づき受変電設備の更新を行うものである。本施設は高潮・津波時の谷川港水門閉鎖に伴う内水排除を行う排水施設に電気を供給する設備であり、背後地の府民の生命・財産を守る重要な役割を担う防災施設であることから、施設の機能維持を適正に行う必要がある。

本件は、条件付一般競争入札により令和5年1月13日に入札公告を行い、同年2月16日に開札したところ、予定価格超過で再入札となり、同年2月21日の開札では再び予定価格超過で取止めとなった。

谷川港排水施設の受変電設備は、令和3年の台風9号で自家発電設備が起動しないという、老朽化による不具合が報告されており、高潮・津波時に水門や排水施設が機能しなければ背後地が浸水することから、早急な更新が必要である。

以上により、大阪府随意契約ガイドラインの「再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当することから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行うものである。